

グループホーム アイケア若松運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社アイケア北海道が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄、等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびこれに関する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	グループホーム アイケア若松
所在地	小樽市若松2丁目1番18号

(事業所の員数及び職務内容)

第5条 本事業に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を兼務)

- ① 管理者 1名以上
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1ユニットにつき1名以上
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を

行う。

- ③ 介護職員 14名以上（常勤・非常勤、兼務を含む）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（入居定員）

第6条 入居定員は、18名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 家事等はできるだけ利用者と共同で行うよう努める
- ③ 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- ④ 利用者の心身の状態に応じた相談、援助
- ⑤ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

（介護計画の作成）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画等）を作成する。

- 2 介護計画等の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得、作成した計画は利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける他、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- | | | |
|------|------|-----------|
| ① 家賃 | 一般 | 36,000円／月 |
| | 生活保護 | 30,000円／月 |

- ② 入居時一時金（保証金） 家賃の２ヶ月分
- | | |
|------|---------|
| 一般 | 72,000円 |
| 生活保護 | 60,000円 |
- ③ 食材費 44,000円／月
 （欠食の場合は、朝 308 円、昼 514 円、おやつ 51 円、夕 575 円を差し引きいたします）
- ④ 水道光熱費 16,300円／月
- ⑤ 暖房費（１０月～４月） 12,735円／月
 （原油価格等の高騰により、著しく変動があった場合は、別途通知の上、一時的に改定することがあります）
- ⑥ 管理費
- | | |
|-------------|-----------|
| 一般 | 14,000円／月 |
| 生活保護（70歳以上） | 5,000円／月 |
| 生活保護（70歳未満） | 9,000円／月 |
- ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費
- 3 月の中途における入居又は退去については日割りの計算とする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ 利用者は努めて健康に留意すること。
- ⑤ 健康状態に異常がある場合はその旨を申し出ること。
- ⑥ 浴室、食堂等入居者の共同施設は本来の目的に従い使用すること。
- ⑦ 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- ⑧ 定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒をしてはならない。
- ⑨ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- ⑩ 外出、外泊、医療機関の受診・入院の際は、その旨申し出ること。
- ⑪ 当事業所内での貴重品の紛失、破損等においては一切責任を負わない。
- ⑫ 17条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（個人情報の使用）

第12条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族に個人情報を使用する旨の同意書を取るものとする。

（苦情処理）

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

（運営推進会議）

第18条 運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き、会議内容を記録し公表する。

(福祉用具)

第19条 利用者及びその家族の個人的な希望により福祉用具を利用する場合は利用者負担となります。ただし、計画作成担当者がアセスメントを行った上で、介護計画に福祉用具の必要性が位置づけられた場合は事業者負担となります。

(身体拘束等)

第20条 サービスの提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による「緊急やむを得ない場合」とは、以下の要件を全て満たす場合に限られる。また、「緊急やむを得ない場合」の判断は事業所全体で行うものとする。
 - 一 利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - 二 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - 三 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 3 第1項の規定による身体拘束等を行う場合には、利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保存することとする。
- 4 第1項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保存することとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用 1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社アイケア北海道代表者とグループホーム アイケア若松の管理者が協議の上、定めるものとする。

附 則 この規程は、平成17年 3月22日から施行する。

平成17年	4月	1日	一部変更
平成18年	2月	1日	一部変更
平成18年	4月	1日	一部変更
平成19年	1月	1日	一部変更
平成19年11月	1日	一部変更	
平成19年12月	12日	一部変更	
平成20年12月	25日	一部変更	
平成21年	4月	1日	一部変更
平成22年	9月	1日	一部変更
平成24年	7月	2日	一部変更
平成24年	2月	5日	一部変更
平成26年	4月	1日	一部変更
平成26年	6月	27日	一部変更
平成27年	8月	1日	一部変更
平成28年	1月	1日	一部変更
平成29年	1月	3日	一部変更
平成29年	5月	1日	一部変更
平成29年12月	4日	一部変更	
平成30年	4月	1日	一部変更
平成30年11月	1日	一部変更	
令和 2年	1月	1日	一部変更
令和 4年	4月	1日	一部変更
令和 4年	7月	1日	一部変更
令和 5年	11月	1日	一部変更